平成２６年（フ）第２６５号
埼玉県羽生市大字弥勒1605番地３
債務者　木戸　典子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３９号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1607番地１　県営横瀬五番団地１号棟205号、旧住所埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6338番地２
債務者　戸田　順子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
千葉県銚子市植松町2160番地
債務者　久保　啓子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８９号
神奈川県伊勢原市池端227番地　サマックスリトルキャッスル103号
債務者　佐瀬友理子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５５号
相模原市南区下溝4378番地　ふれあいの丘
債務者　嘉山　幹夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２６１号
相模原市南区相南２丁目19番12号
債務者　田中　義実
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５１号
新潟県加茂市岡ノ町８番14号、住民票上の住所新潟県長岡市大島本町４丁目101番地25
債務者　佐野　直矢
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第５２号
新潟県加茂市岡ノ町８番14号
債務者　芳賀　好子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２９５号
静岡県沼津市獅子浜247番地の30
債務者　遠藤　明子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９２号
大阪府松原市松ケ丘２丁目28番39号
債務者　吉田　直次
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３３号
大阪府柏原市円明町６番15―403号　シャインエメラルド
債務者　竹﨑　華都（旧姓奥本・田中）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６３号
堺市西区浜寺南町１―64―１―105号、住民票上の住所滋賀県草津市大路２丁目９番20―309号
債務者　三谷　信之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１０号
堺市美原区平尾2649番地61
債務者　西良　雅美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３７号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目６番９―203号
パラシオン旭ケ丘
債務者　久保　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４２５０号
大阪市平野区瓜破１丁目４番15号　シェ・モア２番館116号
債務者　山角美也子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３０４号
大阪市西成区山王２丁目７番21号　ＪＭハイツ102号、前住所大阪市西成区南津守１丁目５番41―７号
債務者　梅田　辰一
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目５番31―205号　新川アパート
債務者　比嘉小百合
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部